

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】8
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】9
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】10
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】11

### ◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】12

### ◇ 教育委員会

- 北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】13

北九州市告示第431号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成29年10月25日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

門司区自転車放置禁止区域外	3台	平成29年 10月19日	
	1台	平成29年 10月27日	
	1台	平成29年 10月31日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	39台	平成29年 10月12日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	33台	平成29年 10月18日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	17台	平成29年 10月24日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	平成29年 10月4日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	5台	平成29年 10月3日	
	6台	平成29年 10月5日	
	6台	平成29年	

		10月6日	
	21台	平成29年 10月10日	
	5台	平成29年 10月13日	
	7台	平成29年 10月18日	
	3台	平成29年 10月20日	
	1台	平成29年 10月25日	
	3台	平成29年 10月27日	
	2台	平成29年 10月30日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	14台	平成29年 10月19日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自	3台	平成29年	

自転車放置禁止区域		10月10日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	1台	平成29年10月2日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成29年10月4日	
	4台	平成29年10月10日	
	34台	平成29年10月11日	
	3台	平成29年10月12日	
	4台	平成29年10月17日	
	1台	平成29年10月18日	
	1台	平成29年10月20日	
	5台	平成29年10月24日	

		日	
	1 台	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日	
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 2 9 年 1 0 月 1 1 日	
	1 台	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6 台	平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁 止区域外	4 台	平成 2 9 年 1 0 月 3 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9 台	平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 0 台	平成 2 9 年 1 0 月 5 日	
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	8 台	平成 2 9 年 1 0 月 1 1 日	

八幡西区自転車放置禁止区域外	6台	平成29年 10月31日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
JR九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	17台	平成29年 10月20日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止 区域外	1台	平成29年 10月12日	
	3台	平成29年 10月20日	

北九州市告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年11月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1715	牧山海岸2号線	前	北九州市戸畑区牧山海岸3番20地先から 北九州市戸畑区牧山海岸3番105まで	16.5 ～ 19.0	85.0
		後	北九州市戸畑区牧山海岸3番20地先から 北九州市戸畑区牧山海岸3番139地先まで	18.5 ～ 21.0	85.0



北九州市告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年11月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1715	牧山海岸 2号線	北九州市戸畑区牧山海岸3番2 0地先から 北九州市戸畑区牧山海岸3番1 39地先まで	平成29年11月 21日

北九州市告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年11月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
733	畠田1号線	前	北九州市若松区畠田一丁目 309番3地先から 北九州市若松区畠田一丁目 313番1地先まで	3.4 ～ 3.8	46.6
		後	北九州市若松区畠田一丁目 309番3地先から 北九州市若松区畠田一丁目 313番1地先まで	5.0 ～ 6.8	46.6

北九州市告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年11月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
733	畠田1号線	北九州市若松区畠田一丁目 309番3地先から 北九州市若松区畠田一丁目 313番1地先まで	平成29年11月21日

北九州市公告第 8 0 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 11 月 20 日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第 29 号

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

北九州市立小中学校等管理規則（昭和 38 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項各号列記以外の部分中「（昭和 22 年法律第 26 号）」を削り、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1） 事務長

第 21 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 事務長は、校長の監督を受けて事務を統括する。

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。